

東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度

「[制度のご案内リンク](#)」よりリーフレットがご覧いただけます。

対象世帯

- * 令和3年7月1日(基準日)現在、下記に該当する世帯
 - ・生活保護(生業扶助)受給世帯
 - ・保護者等全員の都道府県民税所得割及び市区町村民税所得割が非課税(0円)である世帯
 - ・保護者の失職・倒産など家計急変の事由により、各所得割が非課税(0円)の見込みである世帯
- 世帯年収見込目安:2人世帯…204.4万円未満、3人世帯…221.6万円未満、4人世帯…271.6万円未満

申請受付期間

9月3日(金)まで

*** 事前に経営企画室窓口または東京都教育委員会 HP もしくは本校の HP で申請用紙を入手してください。**

提出先

経営企画室

*** 郵送での提出も可ですが、その場合はできるだけ書留やレターパック等をご利用ください。**

提出書類

申請を希望される場合、以下の書類のご提出が必要です。(1～3は申請者全員が必要です)

希望される方は申請書類一式を経営企画室まで取りにお越しいただくか、以下より印刷していただきますようお願いいたします。

☆がついている書類は、様式があります。(クリックでリンクへ飛びます)

◎申請書類(全員提出)

1	奨学のための給付金申請書☆ 奨学のための給付金(家計急変)受給申請書☆ ← どちらか	[記入例] (生保) [記入例] (非課税) [記入例] (家計)
2	支払金口座振替依頼書☆ + 通帳のコピー(保護者名義に限る) ※「金融機関コード」「支店コード」「口座番号」「口座名義人」が確認できる通帳ページのコピー	[記入例]
3	充当委任状☆	[記入例]

◎生活保護(生業扶助)受給世帯(該当者のみ)

4	生業扶助受給証明書☆	「生業扶助受給」の記載があれば、「生活保護受給証明書」でも可 [記入例]
---	----------------------------	---------------------------------------------------------

◎非課税世帯(該当者のみ)

5	マイナンバー収集台紙	就学支援金の申請で提出している場合は提出不要です。
---	------------	---------------------------

6	住民票の写し又は <u>住民票記載事項証明書</u> ☆	令和3年7月1日以降発行のもの <u>[記入例]</u> * 保護者が7月1日以前に住民となっていること
---	---------------------------------	---------------------------------------------------------

◎家計急変を確認するための書類(該当者のみ)

7	家計急変前の収入 を証明する書類 右のいずれかを保護者 全員分	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度住民税課税証明書 ・令和3年度特別徴収税額通知書 ・令和3年度住民税納税証明書
8	家計急変の発生事由 を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届け出、勤務先の休業案内、家計急変前後のシフト表など
9	家計急変後の収入 を証明する書類 右のいずれかを保護者 全員分	お勤めの方 …会社作成の給与見込み証明書、直近の給与明細(3か月分) 自営業の方 …税理士または公認会計士の作成した証明書類
10	保護者等の扶養親族の人数、年齢 を確認するための書類 右のいずれかを保護者 全員分	扶養親族分の健康保険証のコピー ・扶養親族の記載された課税証明書、特別徴収税額通知書、住民税納税通知書に保護者等の扶養親族の人数、年齢が記載されていれば、代用可能です。

以下に該当する場合、追加書類が必要です。

追加書類 対象世帯	追加書類
高校生ではない、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	兄弟姉妹の健康保険証のコピー ※国民健康保険証の場合、 <u>扶養申立書</u> ☆(<u>[記入例]</u>)も併せて提出

都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がおり、本校生徒を「第2子」として申請する場合

兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書を併せて提出
※都立高校在学中の場合
は不要